

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社グループは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」を企業理念とし、「世界中の全ての人々に、安全でおいしい食を手軽な価格で提供すること」を使命として掲げ事業を展開しております。この理念及び使命の実現に向けては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上が必要であり、その基盤となる、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うガバナンスが必要不可欠と考えます。ついては、以下の方針を定め取り組んでまいります。

第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

2. 取り組みに当たっては、以下の5項目を基本方針といたします。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会等の責務を確実に遂行する。
- (5) 株主を含むステークホルダーとの間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を早期に発送できるよう努めるとともに、発送前に当社ホームページに当該招集通知を開示いたします。

2. 当社は、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使できる環境(当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催すること等を含む)の整備に努めてまいります。

(株主の平等性の確保)

第3条

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行います。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条

当社は、上場株式の政策保有に関して、株式保有が事業戦略や中長期的経済合理性に合致するか否かを判断基準といたします。また、議決権の行使につきましては、議案内容が当社の投資価値の維持・向上に資するか否かを精査して判断いたします。

(少数株主の利益を害さないようにするための基本方針)

第5条

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めてまいります。

第3章 ステークホルダーの利益への考慮

(倫理基準及び利益相反対応)

第6条

当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、コンプライアンス行動指針を定め、これを遵守するように努めます。

- 2.取締役は、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む)が生じた場合には、すみやかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得るものといたします。

(ステークホルダーとの関係)

第7条

取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のため、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他様々なステークホルダーの利益を考慮いたします。

- 2.当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役に伝えることができるよう通報窓口を設置するとともに、通報を行ったことによって当社から不利益な取り扱いを受けることがない旨を社内規程に明記いたします。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第8条

当社は、法令等で開示が要求されている財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、分かりやすく説明を行ないます。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第9条

取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図る事について責任を負います。

- 2.取締役会は、前項の責務を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

(取締役会の運営)

第10条

取締役会は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。この責務を果たすため、全ての議案(とりわけ戦略的な議題に関するもの)について、各取締役が十分検討する時間が確保され、また、適時に適切な情報を得られるように配慮いたします。

- 2.月例の取締役会の開催に先立ち、取締役会議長は、取締役会事務局と協議の上、当該取締役会の議題を定めるものといたします。
- 3.取締役会の議題及び議案に関する資料は、取締役会において充実した議論がなされるよう取締役会の会日に十分先立って配布するものといたします。

(取締役会の構成)

第11条

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人数は15名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役といたします。

- 2.当社の監査等委員である取締役の人数は5名以内とし、そのうち過半数は独立社外取締役といたします。

(取締役の資格及び指名手続)

第12条

取締役は、誠実な人格、高い見識、及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している方を選任いたします。

- 2.当社は、取締役会の構成の多様性を考慮し、取締役候補者を決定する際には、性別、年齢、国籍、技能その他を考慮いたします。

(監査等委員の資格及び指名手続)

第13条

監査等委員は、誠実な人格、高い見識、及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している方を選任いたします。なお、当社の監査等委員のうち最低1名は、企業財務・会計に関する適切な知見を有している方といたします。

- 2.当社は、監査等委員会の構成の多様性を考慮し、監査等委員候補者を決定する際には、性別、年齢、国籍、技能その他を考慮いたします。

(独立社外取締役の独立性基準)

第14条

当社は、独立社外取締役の独立性を判断する基準を、以下のとおり定めます。

- (1) 東京証券取引所が定める独立性基準を満たしている方。
- (2) 誠実な人格、高い見識を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する方。
- (3) 当社グループの企業理念を十分に理解していただける方。

(取締役の責務)

第15条

取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くします。

- 2.取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行いたします。
- 3 新たに就任する取締役は、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の当社内部規程を十分に理解し、その職責を十分に理解するよう努めます。

(取締役の研修)

第16条

取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状況、法令遵守の状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、自己研鑽に励むものとします。

- 2.当社は、取締役に対し、その役割を適切に果たすために必要となる知識等の習得の機会を設け、これを継続してまいります。

(自己評価)

第17条

取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出いたします。

第6章 株主を含むステークホルダーとの対話

(株主を含むステークホルダーとの対話)

第18条

中長期的な企業価値の向上のためには、株主をはじめとするステークホルダーとの対話を通じて双方の考え方や立場について理解を深め、これを踏まえた適切な対応を採ることが重要と考えております。このため、当社は株主等との建設的な対話を重視し、経営陣を中心として様々な機会を通じて対話を持つよう努めます。

以上